

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2021年11月22日(月)

今週のことば

電子ワクチン接種証明

ワクチン接種歴等を活用した飲食等の行動制限緩和策に向け、スマホ上でマイナンバーカードを用いて取得し、二次元コードとともに表示する接種証明を年内に発行。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

11/22(月) 先負 小雪
23(火) 仏滅 勤労感謝の日
24(水) 大安
25(木) 赤口 女子ゴルフツアー最終戦
26(金) 先勝
27(土) 友引
28(日) 先負 税関記念日、競馬・ジャパンカップ

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/15(月)	29,777 △167	113.94 △0.10
16(火)	29,808 △31	114.26 ▼0.32
17(水)	29,688 ▼120	114.88 ▼0.62
18(木)	29,599 ▼89	114.01 △0.87
19(金)	29,746 △147	114.36 ▼0.35

経済対策による新たな給付措置の概要

閣議決定された経済対策では、事業者や子育て世帯などに対する新たな給付措置が盛り込まれました(詳細は検討中のため変更となる可能性があります)。

◎事業者に対する「事業復活支援金」……新型コロナの影響で本年11月～令和4年3月のいずれかの月売上が30%以上減少した中小法人や個人事業者を対象に、5ヵ月分(11月～3月)の売上減少額に基づき算定した金額を給付します。給付上限額は、売上減少率が50%以上の場合、法人は事業規模に応じて250万円、個人は50万円となります。また、減少率が30%以上50%未満の場合、法人は事業規模に応じて150万円、個人は30万円が上限です。

◎子育て世帯に対する給付金……高校生までの子(平成15年4月2日～令和4年3月31日の間に出生)がいる世帯に対して、子1人あたり10万円相当(現金5万円+クーポン5万円相当)を給付します。ただし、子を養育している方(最も所得が多い生計主体者)の所得に制限があり、例えば扶養親族等が年収103万円以下の配偶者と子2人の場合、年収960万円(所得736万円)未満が給付対象です。

◎マイナポイント第2弾……マイナンバーカードの普及促進等のため、①マイナンバーカードの新規取得者(既取得者で現行マイナポイントの未申込者を含む)に最大5千円分、②健康保険証として利用登録を行う方(既登録者を含む)に7500円分、③公金受取口座の登録を行う方に7500円分のマイナポイントを付与します(1人あたり最大2万円相当)。

◎その他……*住民税非課税世帯に対して1世帯あたり10万円の給付、*コロナで厳しい状況の学生等の学びを継続するための緊急給付金を実施。

■この記事の詳細は、情報BOX201544

来年1月から雇調金等の日額上限を引下げ

厚労省は、令和4年1月～3月の雇用調整助成金の特例措置や、新型コロナ対応休業支援金・給付金の取扱いについて、原則的な措置の見直しを行い、助成率は現行のまま維持しますが、日額上限を引下げる予定です(地域特例や業況特例は現行の措置内容が継続されます)。

雇調金特例における原則的な措置では、現行1万3500円が助成額の日額上限となっていますが、1月・2月は1万1000円、3月は9000円として段階的に引下げます。

また、休業支援金の日額上限については、現行9900円ですが、1月～3月は8265円に引下げとなります。

年末調整で対応していない控除を受ける方は

大部分の給与所得者は年末調整で所得税が精算されるため、確定申告の必要はありませんが、年末調整では対応していない控除を受ける方は、還付を受けるための申告(還付申告)を行います。

例えば、支払った医療費が10万円(所得金額が200万円未満の方は、その5%)を超える場合の医療費控除や、災害等により住宅や家財などに損害を受けた場合の雑損控除、初めて住宅ローン控除を適用する場合などは申告が必要となりますので、必要書類などを準備しておきましょう。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

閣議決定された経済対策による新たな給付措置の概要

政府は、本年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定しました。

本経済対策は、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」、「ウイズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え」、「未来社会を切り拓く新しい資本主義の起動」、「防災・減災、国土強靱化の推進など安全安心の確保」の4つを柱とする総合的な経済対策で、財政支出は55.7兆円程度、民間などの支出を含めた事業規模は78.9兆円程度と過去最大規模となります。

なお、本経済対策により実施される措置には、事業者や子育て世帯などを対象とした新たな給付措置が盛り込まれており、各措置の概要は以下のとおりとなります。

※詳細は今後決定されるため、以下の内容は変更となる可能性があります。

◆新型コロナの影響で売上が減少した事業者に対する「事業復活支援金」

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続・回復を支援するための「事業復活支援金」を給付します。本措置は、令和2年度及び3年度に実施した「一時支援金」及び「月次支援金」等の申請者情報（申請ID、事前確認結果など）等を活用し、以下に則って給付することを想定しています。

【給付対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年（2021年）11月～令和4年（2022年）3月のいずれかの月の売上が50%以上減少、又は30%以上50%未満減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。

【給付額】

令和3年（2021年）11月～令和4年（2022年）3月のいずれかの月の売上減少率に応じて、5ヵ月分（11～3月）の売上減少額を基準に算定した金額を給付する。

*売上減少率50%以上の場合の給付上限額：法人は事業規模に応じて250万円、個人事業者50万円

*売上減少率30%以上50%未満の場合の給付上限額：法人は事業規模に応じて150万円、個人事業者は30万円

【申請方法】

不正防止のため、申請希望者は登録確認機関の事前確認を受けた上で、原則として電子申請により申請する（電子申請に支障がある申請者のサポートを必要に応じて実施）。

◆子育て世帯に対する給付金

少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため、0歳から高校3年生までの子供（※1）がいる子育て世帯に対して、対象の子供1人当たり10万円相当（現金5万円＋クーポン5万円相当）の給付を行います。ただし、児童手当の所得制限（※2）を用いて、子供を養育している生計主体者（世帯の中で所得が最も多い者）の所得が限度額以上の世帯は給付対象外とします。

なお、子供1人当たり現金5万円を支給する際、中学生以下の子供については児童手当の仕組みを活用し「プッシュ型」で年内に支給を開始します。また、子育てに係る商品やサービスに利用できる5万円相当のクーポンについては、地方自治体の実情に応じて現金給付も可能とします。

※1 平成15年4月2日～令和4年3月31日までの間に出生した子供。

※2 児童手当の所得制限は生計主体者の所得で判定し、扶養親族等の数に応じて設定されています。例えば、扶養親族等が年収103万円以下の配偶者と児童2人の場合、生計主体者の所得限度額は736万円（収入額の目安は年収960万円）となります。

◆マイナポイント第二弾

マイナンバーカードの普及促進とともに消費喚起や生活の質の向上のため、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイントを1人当たり最大2万円相当付与します。

具体的には、マイナンバーカードの新規取得者（既取得者のうち、現行マイナポイントの未申込者を含む）に最大5,000円相当のポイント、健康保険証としての利用登録を行った者（既登録者及び利用申込みを行った者を含む）に7,500円相当のポイント、公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイントを付与します（※）。

※上記はプレミアム方式（ポイント付与率25%）、及びは直接付与方式。

◆その他

- ・住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付。
- ・新型コロナの影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するための緊急給付金を支給。